

平成24年4月17日

第2377号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 特定計量器定期検査の実施（216・産業政策課）…………… 1
 ○基本測量終了の通知（217・建設政策課）…………… 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）…………… 3
 ○土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）…………… 3
 ○土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）…………… 4
 ○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 4
 ○土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）…………… 4

公安委員会告示

- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施（35・生活環境課）…………… 4

告 示

秋田県告示第216号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき、公示する。

平成24年4月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 検査対象区域、検査対象特定計量器、期日、時間及び場所

検査対象区域	検査対象特定計量器	検査期日	検査時間	検査場所
美郷町	非自動はかり及び分銅	平成24年5月14日	午前10時から 午後3時まで	美郷町保健センター
		平成24年5月15日	午前10時から 正午まで	美郷町南体育館
		平成24年5月15日	午後1時30分から 午後3時30分まで	美郷町ふれあいセンター
仙北市	〃	平成24年5月17日	午前10時から 正午まで	田沢湖総合開発センター
		平成24年5月17日	午後1時30分から 午後3時30分まで	西木総合開発センター
		平成24年5月18日	午前10時から 午後3時まで	角館交流センター
湯沢市	〃	平成24年6月6日	午前10時から 正午まで	湯沢市雄勝文化会館
		平成24年6月6日	午後2時から 午後4時まで	湯沢市役所皆瀬庁舎
		平成24年6月7日	午前10時から 午後4時まで	稲川農村環境改善センター
羽後町	〃	平成24年6月8日	午前9時30分から 正午まで	羽後町多目的研修集会施設
東成瀬村	〃	平成24年6月8日	午後2時から 午後3時30分まで	東成瀬村防災情報センター
		平成24年6月11日	午前10時から 午後4時まで	

湯沢市	〃	平成24年6月12日	午前10時から 午後4時まで	湯沢生涯学習センター三 関地区センター		
		平成24年6月13日	午前10時から 午後3時まで			
大仙市	〃	平成24年7月5日	午前10時から 午前11時30分まで	大仙市協和支所車庫棟		
		平成24年7月5日	午後1時30分から 午後4時まで	西仙北中央公民館		
		平成24年7月6日	午前10時から 午前11時30分まで	大仙市神岡支所車庫棟		
		平成24年7月6日	午後1時30分から 午後3時30分まで	大仙市南外コミュニテイ センター		
		平成24年7月9日	午前10時から 午前11時30分まで	太田農村環境改善セン ター		
		平成24年7月9日	午後1時30分から 午後3時まで	大仙市仙北就業改善セン ター		
		平成24年7月10日	午前10時から 午後3時まで	中仙農村環境改善セン ター		
		平成24年7月11日	午前10時から 午後4時まで	大仙市大曲体育館		
		平成24年7月12日	午前10時から 午後4時まで			
		平成24年7月13日	午前10時から 午後3時まで			
		平成24年7月23日	午前10時から 午前11時30分まで		大雄地域福祉センター	
横手市	〃	平成24年7月23日	午後1時から 午後4時まで	平鹿就業改善センター		
		平成24年7月24日	午前10時から 午前11時30分まで	大森コミュニテイセン ター		
		平成24年7月24日	午後1時30分から 午後3時30分まで	雄物川就業改善センター		
		平成24年7月25日	午前9時30分から 正午まで	十文字文化センター		
		平成24年7月25日	午前11時から 午後3時30分まで	増田体育館全天候型イベ ント広場		
		平成24年7月26日	午前10時から 午後3時まで	山内体育館		
		平成24年8月1日	午前10時から 午後4時まで	横手市勤労者等福祉施設 (サンサン横手)		
		平成24年8月2日	午前10時から 午後4時まで			
		平成24年8月3日	午前10時から 午後3時まで			
				平成24年8月28日	午前10時30分から 午前11時30分まで	岩谷体育館
				平成24年8月28日	午後1時30分から 午後3時30分まで	岩城自然休暇村センター
平成24年8月29日	午前9時30分から 正午まで			日新館		
平成24年8月29日	午後1時30分から 午後4時まで			由利本荘市鳥海保健セン ター		

由利本荘市	〃	平成24年8月30日	午後1時30分から	由利中央コミュニティセンター
			午後3時30分まで	
		平成24年8月31日	午前10時から	西目公民館（シーガル）
			午後3時まで	
		平成24年9月3日	午前10時から	由利本荘市東由利健康増進センター
			午後3時まで	
平成24年9月4日	午前10時から	由利本荘市市民交流学習センター		
	午後4時まで			
平成24年9月5日	午前10時から			
	午後4時まで			
平成24年9月6日	午前10時から			
	午後3時まで			
にかほ市	〃	平成24年9月13日	午前10時から	労働者研修センター（エニワン）
			正午まで	
		平成24年9月13日	午後1時30分から	総合福祉交流センター（スマイル）
午後4時まで				
平成24年9月14日	午前10時から	象潟構造改善センター		
	午後3時まで			

2 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日

平成24年5月14日から平成25年3月31日まで

3 特定計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、3日以上を受検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項の規定により、申請すること。

4 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関の名称

社団法人秋田県計量協会

秋田県告示第217号

平成23年秋田県告示第239号の基本測量について、平成24年2月29日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年4月17日

秋田県知事 佐竹敬久

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月17日

秋田県知事 佐竹敬久

1 申請のあった年月日

平成24年3月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 「おがち ふるさと学校」

3 代表者の氏名

會田 一 男

4 主たる事務所の所在地

秋田県湯沢市下院内字常盤町26番地

5 定款に記載された目的

この法人は、湯沢地域の活性化推進に関する事業を行い、人材育成を目標として、活力ある地域社会の構築に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、二ツ井町富根土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月6日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、男鹿市渡部土地改良区から申請のあった定款変更について、平成24年4月10日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大仙市鶯野土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

大仙市上鶯野字吉田128番地の2
 〃 〃 字新関33番地
 〃 北長野字新山中田109番地
 〃 上鶯野字後村37番地
 〃 北長野字鍛冶屋敷118番地
 〃 下鶯野字下中嶋156番地
 〃 〃 字大新田245番地
 〃 上鶯野字田向15番地
 〃 下鶯野字遠藤29番地
 〃 北長野字道の上53番地

富 岡 弘
 伊 藤 俊 雄
 熊 谷 長
 木 元 一 幸
 熊 谷 克 見
 木 元 俊 夫
 千 葉 卓 雄
 高 橋 隆 雄
 藤 原 昭 一
 伝 農 時 治

2 就任理事の住所及び氏名

大仙市上鶯野字吉田128番地の2
 〃 〃 字新関33番地
 〃 北長野字新山中田109番地
 〃 上鶯野字後村37番地
 〃 北長野字鍛冶屋敷118番地
 〃 下鶯野字下中嶋156番地
 〃 〃 字大新田245番地
 〃 上鶯野字田向15番地
 〃 下鶯野字遠藤29番地
 〃 北長野字道の上53番地

富 岡 弘
 伊 藤 俊 雄
 熊 谷 長
 木 元 一 幸
 熊 谷 克 見
 木 元 俊 夫
 千 葉 卓 雄
 高 橋 隆 雄
 藤 原 昭 一
 伝 農 時 治

3 退任監事の住所及び氏名

大仙市上鶯野字中道153番地
 〃 北長野字館の郷94番地
 〃 下鶯野字上中嶋106番地

金 子 亮 一
 戸 堀 均
 木 元 省 吾

4 就任監事の住所及び氏名

大仙市上鶯野字中道153番地
 〃 北長野字館の郷94番地
 〃 下鶯野字上中嶋106番地

金 子 亮 一
 戸 堀 均
 木 元 省 吾

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大仙市協和小種土地改良区から申請のあった定款変更について、平成24年4月9日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第35号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定に基づき、公表する。

平成24年4月17日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

- 1 実施年月日
平成24年5月22日（火）午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所
秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
- 3 講習科目及び講習時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。
- 4 受講定員
40人
- 5 受講申込みに必要な書類
 - (1) 受講申込書 2通
 - (2) 写真 2枚
写真は、受講申込書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- 6 受講申込み等
 - (1) 申込用紙の交付
各受付場所において交付する。
 - (2) 受付期間
日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成24年4月17日（火）から同年5月17日（木）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。
 - (3) 受付場所
住所地を管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料
6,800円
受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 8 その他
 - (1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
 - (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3167）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。